

妊婦支援給付金(2回目)のご案内

妊娠、出産、子育てに係る経済的な負担を軽減するため、「妊婦支援給付金(2回目)」を支給します。妊婦支援給付金(2回目)を受給するためには手続きが必要です。

対象者

次のすべてに該当する方

- (1) 令和7年4月1日以降に出産した産婦
もしくは出産予定日の8週間前の妊婦
- (2) 美祢市の妊婦給付認定を受けている
- (3) 申請時点において美祢市の住民基本台帳に登録がある
- (4) 他市町村で妊婦支援給付金(2回目)の給付を受けていない
- (5) 関係機関と必要な情報確認・共有に同意する

※流産や死産をされた方も申請できます。

※他市町村で妊婦給付認定(1回目の給付)を受けている場合であっても美祢市での妊婦給付認定が必要です。

支給額

1人当たり5万円(現金)

※多胎の場合は、5万円×妊娠している子供の人数を支給

支給までの流れ

(1) 赤ちゃん訪問時に保健師による面談を受けます。

面談を受けた人に美祢市胎児の数の届出申請書及び妊婦支援給付金(2回目)申請書兼請求書を直接お渡しします。

美祢市での妊婦給付認定がまだお済でない方は、美祢市妊婦給付認定申請書及び妊婦支援給付金(2回目)申請書兼請求書をお渡しいたします。

(2) 次のものすべてを下記申請先まで提出してください。

- ①美祢市胎児の数の届出申請書及び妊婦支援給付金(2回目)申請書兼請求書
- ②振込先金融機関口座確認書類(通帳やキャッシュカード等)の写し(コピー)

(3) 申請後、1~2か月で指定口座に振込みます。

申請期限

出産予定日の8週間から2年以内

(流産・死産の場合は流産をしたことが医療機関で確認された日から2年以内)

申請先

美祢市市民福祉部健康増進課 (市役所◎窓口)

受付時間 月曜日~金曜日 8時30分から17時15分(祝日・休日を除く)

問合せ先

美祢市市民福祉部健康増進課 ☎0837-53-0304

